

不採択

総務常任委員会

令和7年12月2日受理

請 第 31 号

件名 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める
請願

紹介議員

提出者 住所 氏名

岩中伸司 城下広作
西聖一 岩田智子
幸村香代子 星野愛斗

(要旨)

- 1 熊本県単独予算による学費補助制度を拡充すること。
- 2 年収590万円未満世帯まで入学金を補助すること。
- 3 所得制限の撤廃や私立高校への加算額引上げを含めた「高校授業料の無償化」を国に強く要請すること。
- 4 私学経営を安定させ専任教員を増員するため、国に経常費助成の拡充を要請すること。

教育改革に積極的な役割を果たしている私立学校においては、教育条件の維持向上を図るための経常費助成の拡充や、家庭を直接支援する制度の充実が必要となるため、上記の事項について請願する。

(理由)

2010年度に「高校無償化・就学支援金制度」が始まり、全国的に私立高校への進学率が向上し、熊本県内の私立高校生の割合は、全日制高校全体の38.0%（24年度）に上っている。これは、全国で5番目に高い割合であり、これまで各校で取り組まれてきた教育実践と、生徒一人一人への手厚い対応が世間に評価され、就学支援金制度の創設と結びついた結果だと考えている。

国による就学支援金制度の拡充に伴い、多くの自治体が単独予算を使い、私学に通いややすい環境を整えている中、本県ではそのような補助が行われておらず、経済的理由による中退者の増加が懸念されるため、県単独予算による学費補助の拡充を強く望む。

国の就学支援金制度の対象は、授業料のみであり、入学金や施設設備費等は、各家庭への負担として残っている。現在、本県の入学金補助は、生活保護世帯に限られているが、就学支援金の加算支給対象の年収590万円未満世帯まで補助対象を拡げていただきたい。

2025年2月、自民党、公明党、日本維新の会の合意では、所得制限を撤廃し、全世帯への就学支援金の支給及び授業料支援額引上げが盛り込まれたが、文部科学省は、25年度の制度拡充を今年度限りの予算措置としており、26年度については、高校授業料の無償化は別途検討中としている。本県においては、自治体間格差是正の観点からも、必要な財源を確保し、少なくとも合意された内容を着実に実施するよう、国への要請をお願いする。

現在、学校現場の教員不足が深刻であり、熊本県内私学の非正規率は、44.9%（全国40.9%）に上っている。さらに、非正規教員は、身分の不安定さから教育の質を保つことも難しく、私学が安定的運営を行うためには、国による経常費助成の拡充が強く求められる。

については、教育基本法第8条の私立学校教育の振興や、私立学校振興助成法第4条の私立学校への補助を名実ともに確立するため、私学助成に係る上記事項について、特段の御高配を賜るよう請願する。